第十六条　契約企業への秘密軍事情報の提供

受領締約国政府は、提供締約国政府から受領する秘密軍事情報を契約企業（下請契約企業を含む。以下同じ。）に対し提供する前に、自国の施行されている国内法令に従い、次の事項を確保するために適当な措置をとる。

(a)　いかなる個人も、階級、地位又は秘密軍事情報取扱資格のみにより、当該秘密軍事情報へのアクセスを認められないこと。

(b)　契約企業及び契約企業の施設が、当該秘密軍事情報を保護する能力を有すること。

(c)　職務上当該秘密軍事情報へのアクセスを必要とする全ての個人が、秘密軍事情報取扱資格を有すること。

(d)　秘密軍事情報取扱資格が、第七条に規定する方法と同様の方法により決定されること。

(e)　当該秘密軍事情報へのアクセスを認められる個人に関して、第七条3に規定する基準が満たされていることを保証するために、適当な手続が実施されること。

(f)　当該秘密軍事情報へのアクセスを有する全ての個人が、当該秘密軍事情報を保護するための責任について通知されること。

(g)　受領締約国政府は、当該秘密軍事情報がこの協定において求められているとおりに保護されることを確保するために、当該秘密軍事情報が保管され、又は当該秘密軍事情報へのアクセスが行われている契約企業の各施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

(h)　当該秘密軍事情報へのアクセスが、職務上当該アクセスを必要とする個人に限定されること。

(i)　秘密軍事情報取扱資格を有し、かつ、当該秘密軍事情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿が、各施設において保持されること。

(j)　当該秘密軍事情報の管理及び保護の責任及び権限を有する適格な個人が、指名されること。

(k)　当該秘密軍事情報が、第十一条に規定する方法と同様の方法により保管されること。

(l)　当該秘密軍事情報が、第九条及び第十二条に規定する方法と同様の方法により送付されること。

(m)　秘密指定された文書及び媒体並びに秘密指定された装備が、第十三条に規定する方法と同様の方法により破壊されること。

(n)　秘密指定された文書及び媒体が、第十四条に規定する方法と同様の方法により複製され、及び管理の下に置かれること。

(o)　当該秘密軍事情報の翻訳が、前条に規定する方法と同様の方法により行われ、かつ、複製物が、当該方法により取り扱われること。

第十七条　紛失及び漏せつ

提供締約国政府は、提供した秘密軍事情報のあらゆる紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつのあらゆる可能性について直ちに通知され、受領締約国政府は、状況を特定するために調査を開始する。受領締約国政府は、提供締約国政府に対し、当該調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報を送付する。

第十八条　秘密保持に係る代表者による訪問

前記の秘密保持に関する義務の履行は、両締約国政府の秘密保持に係る代表者による相互訪問を通じて促進することができる。このため、一方の締約国政府の秘密保持に係る代表者は、それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等のものとなることを達成するために、秘密保持の手続について議論し、及びその実施を視察することを目的として、相互に合意する場所において、及び相互に満足する方法により、事前の協議の後に、他方の締約国政府を訪問することが許可される。一方の締約国政府は、他方の締約国政府により提供された秘密軍事情報が適切に保護されているか否かについて、秘密保持に係る代表者が決定するに当たり支援する。

第十九条　費用

各締約国政府は、自国の施行されている国内法令に従い、その予算の範囲内で、この協定の実施に要する各自の費用を負担する。

第二十条　紛争解決

1　この協定の解釈又は適用に関するいかなる紛争も、両締約国政府間の協議によってのみ解決されるものとする。

2　1の規定による紛争の解決の間、両締約国政府は、提供された秘密軍事情報を引き続きこの協定に従って保護する。

第二十一条　効力発生、改正、有効期間及び終了

1　この協定は、それぞれの締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の要件が満たされたことを確認する書面による通告を外交上の経路を通じて行った日のうち、いずれか遅い方の日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府の書面による同意によりいつでも改正することができる。

3　この協定は、一年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

4　この協定の終了の後においても、この協定に従って提供された全ての秘密軍事情報は、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十六年十一月二十三日にソウルで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　長嶺安政

大韓民国政府のために
　韓民求

○厚生労働省告示第四百五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第四号）第二条の規定の施行に伴い、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第十五条の二第二号の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第十五条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十八年十二月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第十五条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第十五条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修は、次の各号に定めるところにより行われる学科研修（これに相当する研修であって、平成二十九年四月一日前に開始されたものを含む。）とする。

一　次のイからホまでに掲げる科目について、それぞれイからホまでに定める時間以上行われるものであること。

イ　精神保健医療福祉施策に関する講義　〇・五時間

ロ　医療保護入院者の退院による地域における生活への移行のための医療及び福祉の連携に関する講義　一時間

ハ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。ニにおいて「法」という。）第三十三条の四に規定する退院後生活環境相談員（ホにおいて「退院後生活環境相談員」という。）の業務に関する講義　一時間

ニ　医療機関における多職種連携並びに法第三十三条の五に規定する地域援助事業者及び行政との連携に関する講義　一・五時間

ホ　退院後生活環境相談員の業務に関する演習　二時間

二　前号の研修を適切に行うために必要な能力を有する講師により行われるものであること。

三　前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。